



コンテ

2006. 7

心の教育

あるお客様がクリーニング店を訪問したときのことです。

客「この洋服の汚れ落ちるかしら」
店員（洋服の汚れを調べて）「お客様、残念ながら、この汚れは落とすことはできません」
客（ニコッと笑って）「これでやっと新しい洋服を買ってもらえるわ」

このクリーニング店で「ダメ」と言われたらこのクリーニング店に持って行っても汚れは決して落ちない、というお客様からクリーニング店への厚い信頼を裏付けするエピソードです。

このクリーニング店の名前が「クリーンサウ」と和歌山を中心に約10店舗を有しています。徹底した顧客満足経営が認められ、NHK「クローズアップ現代」で紹介されたり、雑誌PHPに掲載されたりしています。

クリーンサウ社長澤浩平さんは次のようにお話されます。

「顧客満足を徹底して推進するためには次の2つが欠かせません。

- 1. トップの熱意
- 2. 人材育成

特に人材育成においては、「心の教育」が最も重要です。

澤社長は、毎月社員さんに対して自ら教育を実施しています。

京セラ創業者の稲盛和夫さんは、仕事の成果の方程式を次のように示しています。

「成果 = 能力 × 情熱 × 考え方」

澤社長の言われる「心の教育」とは、仕事に対する熱意や、物事の正しい考え方（価値観）を伝えることでしょうか。特に、能力と熱意はプラスしかありませんが、考え方にはマイナスもあります。成果に大きな影響を及ぼします。

熱い情熱や正しい価値観を社員さんが有することで、真の顧客満足を得る事ができるのだと痛感しました。

【降旗 達生】

技術論文の作成が楽しくなる 『技術者のための理科系文書作法』 第3話読者の視線で述べる、文書作法を守る

技術論文読み終わって、全く印象に残らない経験がありませんか。この原因は、内容がよく分からないためです。論文投稿するからには、読者の視点で分かりやすい論文を投稿したいものです。

図表を上手に使う説明する（図表を参照するタイミングを示そう）

技術的考察、論理展開は高等な説明です。「図表で説明しないとまず理解されない」と自覚しましょう。さらに、読者がどのタイミングで参照すると、分かりやすいかを考えましょう。「（図2参照）」では不親切です。「図2に示すようにー」または「図2の最大変位はー」と親切丁寧な説明を。

分かりやすい論文構成（言いたいことを絞る）

論理展開は省略できませんが、論文展開はスッキリと明快にすることができます。論文展開を複雑にすると、理解されないと思ってしまう。このため、言いたいことを絞り、シンプルな論文構成としましょう。

論文展開に関連することだけを説明する（よけいな説明は混乱のもと）

言いたいことに関連する事柄だけを説明しましょう。意外にも、丁寧に説明したつもりが、読者の混乱を招く事態となっています。説明不足と不要な説明は紙一重です。読者の立場で必要性を判断することが肝要です。

文書作法を守ってはじめて技術論文（常識、学識、見識に溢れる文書）を説明する

技術者は常識、学識、見識が求められています。文書は正直で、これが素直に出ます。文書を読めば、その技術者の人となりを垣間見ることが出来ます。このため、技術者にふさわしい「文書作法」を守ってください。

現代表記の常識、文書記号、原稿用紙の使い方などです。文書作法に慣れないと、技術論文の作成が楽しくなりません。

ちょっと気になる 昨今の文書作法（悪い習慣が定着しつつある）を説明する

最後に筆者が大変気掛かりな点をお話します。

・主語を示す表現に「～にかんしては、～においては、」と書く

・持論、一般論の区別なく、「～される。～された。」と語尾を締める。

学会投稿論文もこのような表現が多用されています。「主語、述語を明確に、持論は言い切る。」が技術論文の基本。

将来「文書作法」が変わるのではないかと案じます。「～は～である。」と簡潔明快に言い切ってください。

(社) 愛知県経営科学協会 : 田淵一光

OHSAS18001 などの労働安全マネジメントシステムを構築すると「計画届」が免除になります

労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施しており、一定の安全衛生水準を上回る事業者は、労働基準監督署長の認定を受けることにより、労働安全衛生法第88条第1項及び第2項に基づく計画の届出義務が免除されることになりました。

1. 免除認定の単位
認定は各事業所ごとに行います。建設業に限り「仕事の契約を行う事業場(店社)」ごとに行います。

法人で、その業務を行う役員のうち又はのいずれか該当する者があるもの

2. 認定を受けられる事業者（欠格事項・認定基準）
欠格事項
(いずれかに該当する場合は認定を受けることが出来ません。)

認定基準
(次の全ての基準を満たす事業所は認定を受けられます。)

労働安全衛生規則第87条の措置を適切に実施していること
労働災害の発生率が当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていることが認められること

労働安全衛生法令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

申請の日前1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと

認定を受けようとする事業場について労働安全衛生規則第87条の9の規定により認定を取り消され、その取り消し日から起算して2年を経過しない者

免除の対象となる届出一覧(抜粋)

下表の(1)～(3)に掲げる機械等の設置等についての届出(労働安全衛生法第88条第1項又は第2項)及び(4)の機械等についての設置等についての報告(労働安全衛生法第100条第1項)が免除されます。なお、(3)に掲げる機械等(特定機械等)に関する検査(落成検査等)は省略されません。

(1)労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場(製造業、電気業等で電気使用設備定格容量の合計が300キロワット以上)における建築物等	
(2)労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(同令第84条の2及び第89条に定める機械等を除く)	アセチレン溶接装置(移動式のものを除く) 型わく支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限り) 架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限り) 足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限り)
(3)特定機械等	ボイラー、クレーン、移動式クレーン、エレベーター、建設用リフト等
(4)その他の機械	小型ボイラー、簡易リフト等